

入 札 説 明 書

この入札説明書は、平成31年2月12日付け地方独立行政法人北海道立総合研究機構十勝農業試験場公告第4号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

地方独立行政法人北海道立総合研究機構理事長 田中 義克

2 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

十勝農業試験場施設等自家用電気工作物保安業務 一式

(2) 契約の目的の仕様その他の明細

契約書（案）及び業務処理要領による。

(3) 契約期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 履行場所

河西郡芽室町新生南9線2番地

地方独立行政法人北海道立総合研究機構十勝農業試験場 各対象の施設

3 入札に参加する者に必要な資格

平成31年2月12日付け地方独立行政法人北海道立総合研究機構十勝農業試験場公告第3号に規定する資格を有すること。

4 契約条項を示す場所

河西郡芽室町新生南9線2番地

地方独立行政法人北海道立総合研究機構十勝農業試験場総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 河西郡芽室町新生南9線2番地

地方独立行政法人北海道立総合研究機構十勝農業試験場大会議室

(2) 入札日時 平成31年3月13日（水） 午前11時

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

6 入札保証金

免除する。

7 契約保証金

免除する。

8 送付による入札の可否

認めない。

9 契約書作成の可否

要

10 その他

(1) 低入札価格調査の基準価格

設定していない。

(2) 最低制限価格

設定していない。

(3) 無効入札

開札の時に、3に規定する資格を有しない者のした入札、地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則（平成22年4月1日規程第48号。以下「取扱規則」という。）第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法

取扱規則第10条第1項の規定により定めた予定価格の範囲内である入札した者のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(5) 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより北海道又は地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(6) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額（消費税等抜き）を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者がコンソーシアムの場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、コンソーシアム消費税等免税事業者申出書を提出すること。

ウ 契約の締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正に伴い消費税及び地方消費税の変更が生じた場合は、変更契約を締結する。

(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 地方独立行政法人北海道立総合研究機構十勝農業試験場総務課

イ 所在地 郵便番号 082-0081 河西郡芽室町新生南9線2番地

電話番号 0155-62-9821 (ダイヤルイン)

(8) 前金払はしない。

(9) 概算払はしない。

(10) 部分払はしない。

(11) 入札の取りやめ

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(12) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(13) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(14) 債権譲渡の承諾

この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を道総研に提出し、道総研が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道総研が指定する様式により依頼すること。

(15) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。